

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム
行政機関等の名称	茨城県ひたちなか市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県ひたちなか市市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務 住民基本台帳事務
記録項目	戸籍 1 筆頭に記載した者の本籍、氏名及び氏の振り仮名、2 名及び名の振り仮名、3 出生の年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨 <戸籍事項> 7 戸籍の編製日、8 転籍に関する事項、9 戸籍の全部の消除に関する事項、10 戸籍の全部に係る訂正に関する事項、11 戸籍の再製又は改製に関する事項、12 氏の変更に関する事項、13 氏の振り仮名の記載に関する事項 <身分に関する事項> 14 出生に関する事項、15 認知に関する事項、16 養子縁組又はその離縁に関する事項、17 特別養子縁組又はその離縁に関する事項、18 戸籍法第七十三条の二（第六十九条の二において準用する場合を含む。）に規定する離縁の際に称していた氏を称することに関する事項、19 婚姻又は離婚に関する事項、20 戸籍法第七十七条の二（第七十五条の二において準用する場合を含む。）に規定する離婚の際に称していた氏を称することに関する事項、21 親権又は未成年者の後見に関する事項、22 死亡又は失踪に関する事項、23 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項、24 推定相続人の廃除に関する事項、25 戸籍法第九十八条又は第九十九条に規定する入籍に関する事項、26 分籍に関する事項、27 国籍の得喪に関する事項、28 日本の国籍の選択の宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項、29 戸籍法第百七

	条第二項から第四項までに規定する氏の変更に関する事項， 30名の変更に関する事項，31就籍に関する事項，32性別の取扱いの変更に関する事項，33死亡によつて婚姻が解消した事項，34届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。），35報告の受附の年月日及び報告者の職名，36請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日，37他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名，38戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日，39他の戸籍から入った者については、従前戸籍の表示，40新戸籍の編製に関する事項，41名の振り仮名の記載に関する事項 附票 1戸籍の編製日，2戸籍の表示，3氏名及び振り仮名，4出生の年月日，5男女の別，6住所，7住所を定めた年月日，8在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名，9住民票コード，10戸籍の消除日
記録範囲	本市の区域内に本籍を定めた者
記録情報の収集方法	戸籍／届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による 附票／通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	戸籍副本管理システム（法務省） 戸籍情報連携システム（法務省） 地方公共団体情報システム機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県ひたちなか市市民生活部市民課
	（所在地）〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		